第7回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時:令和4年2月18日(金)13:15~13:42

場 所:議事堂6階601特別委員会室

出席者:三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員 10 名

資料:第7回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 三重県議会議員の政治倫理に関する検討結果報告(案)

委員:ただいまから第7回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を開催する。本日は、当プロジェクト会議の検討結果報告の案を正副座長で作成し、資料として配付したので、たたき台として皆様に協議いただき、報告を取りまとめて参りたい。それでは、検討結果報告案について事務局から説明させる。

事務局: 資料1について説明させていただく。1ページをご覧願う。1ページ 目から5ページ目まで一通り触れさせていただく。

冒頭の「はじめに」だが、令和3年5月の代表者会議において、「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」の運用に向けての規定について、議会改革推進会議で検討することが決定され、同年6月の議会改革推進会議役員会において、全ての会派からの委員10名で構成される、このプロジェクト会議が設置された。本日で完成した場合は合計7回にわたる会議を開催し、検討を行った結果を報告することになる。

続いて1番目の項目「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」についての検討経過、(1)会議発足の経緯について、これは第1回会議の内容になるが、検討を開始するに当たり、本プロジェクト会議の発足に至った経緯について委員間で確認を行った。概要としては、議員による SNS 上での書き込みについて、令和3年4月5日の議長定例記者会見での質問に始まり、その後5月21日に議会改革推進会議で条例の検討を行うことを決めるまで、合計7回の代表者会議の経緯を共有した。続いて(2)現行条例の確認について、これも第1回会議の内容になるが、他の自治体の条例を参考としつつ、「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」の現状と、現行条例の策定に至った経緯について確認を行った。概要としては、三重県議会議員の政治倫理に関す

る条例の確認。 他自治体で制定されている政治倫理条例の確認。同様の条例を持つ他県議会ということで、三重県を含む9県の条例を確認した。その下、人権侵害等の規定を持つ議会として四つの市議会の条例を確認した。 平成 18 年、条例制定の際に設置された、政治倫理確立特別委員会の会議録を確認した。その下、このときの主な意見としては二つ挙げており、この会議のミッションは、倫理に照らし合わせてどう考えるかを明確にすることだと思うので、他自治体の条例で政治倫理規準に人権侵害をうたっているものを参考にしたい。二つ目として、これまで政治倫理審査会が設置された実績がないため、実際の流れがイメージしにくい。政治倫理審査会の想定される流れを示して欲しいという意見が出された。

続いて2ページ。(3)現行条例の課題の検討についてという項目で、 現行条例の課題や実際の運用等について議論を行った。概要として三 実際に政治倫理審査会を設置することとなった場合 つ挙げている。 の流れの確認。 条文ごとの課題の洗い出しと整理。 施行規則、逐 条解説の必要性等について。その下、こちらは前回の 12 月 22 日まで の会議で、具体的に各委員の皆様から出された意見を洗い出したもの が主な意見として挙げてある。一つ目から。前文と第一条の「県民」 を「主権者たる県民」とし、県民が主権者だと明確化してはどうか。 前文の「厳しい倫理意識」よりも「崇高な倫理意識」が良いのではな いか。2条の責務に、影響力を不正に行使しないよう努める旨の規定 が必要。人権侵害や名誉棄損等について、政治倫理規準に追加すべき。 併せて、前文に人権意識という言葉を追加する。SNS 等の情報発信によ る人権侵害等(議員が先導した第三者の行為を含む)を禁止する規定 も追加すべき。時代が発展すれば SNS 以外の手段も出てくることが想 定されるので、手段について書くのではなく、行為自体を禁止するの が良いのではないか。県からの補助金を受けている団体の報酬を伴う 役職につくことを禁止する規定も設けるべき。政治倫理審査会の設置 を諮る場として、一部の会派の議員で構成される議会運営委員会が妥 当なのか。全議員を対象とすべき。政治倫理審査会で行う措置の種類 について、辞職勧告と役職辞任以外も明示的に列挙すべき。措置につ いては例示列挙ではなく、限定列挙であるべき。審査会において、有 識者の意見を聞くことができる規定になっているが、必ず聞くように

すべき。委員の構成は、議員以外の外部委員も入れた構成にする必要 がある。1人を多数で糾弾するような構図にならないよう、プロの弁 護士なり、弁護役なりを設置したらどうか。又は、被審査議員が有識 者1名を外部委員に推薦できるようにしてはどうか。有識者には、措 置を決定する際の議決権のようなものはない形で議論に参加してもら ってはどうか。審査会は非公開ではなく原則公開で行うべき。罪刑法 定主義の観点から、政治倫理審査会の設置に該当する要件、政治倫理 規準について、極力曖昧さを排除して、条文で規定すべき。この条例 に関して、議員への周知徹底を行う必要がある。当選時に全議員に政 治倫理条例を遵守する旨の宣誓をさせてはどうか。辞職した議員につ いても政治倫理審査会が設置できるような形が必要。県民からの審査 請求も可能とすべき。条例に基づく審査請求をされた議員は、報道等 がされることによって、審査結果に関わらず、その時点で影響を受け ることが想定されることから、審査請求の要件は厳しくあるべきなの で、その要件となる議員数を12分の1以上から8分の1以上にして厳 格化すべき。逐条解説を作成すべき。

それから2番目、検討結果の項目だが、これ以降は合意に至ったも の、あるいは合意には至らなかったものとして整理している。まず(1) 検討結果として合意に至った課題・解決案として、現行条例の課題に ついて検討した結果等と説明があり、その下、概要として、 条例第 2条の責務に、不正な影響力行使を禁止する内容を加える。ただし、 現行規定と重複しない内容で、禁止規定ではなく行為規範を示す形の 条文とする。 条例第3条の政治倫理規準に、人権侵害、名誉棄損及 び差別的行為(インターネットを通じて行われるものを含む)の禁止 規定を設けること。 条例第6条第1項第8号の審査会の運営に関し て、原則非公開から原則公開へと変更すること。ただし、非公開とす る場合の要件等を明確にしておく必要がある(二次被害の発生の恐れ がある場合、被害を受けた方が望まない場合など)。 同項第3号にお ける重要な勧告について、辞職勧告と役職辞任以外の措置を明示的に 列挙し、取り得る措置の種類を明確にしておくこと。 同項第4号に よって有識者からの意見聴取等を行う場合について、複数人から意見 を聴取する等して公正さが担保されるよう、逐条解説に記載をするこ と。 議長の改選時に、議長から政治倫理条例を遵守するよう言って

いただくなどし、条例の周知徹底を行うこと。 当該条例の逐条解説 を作成すること。以上、 から までを掲載している。このうち、現 時点においては から の内容が、条例改正の段階に進むことを想定 している。

続いて、合意に至らなかった課題・意見だが、 条例前文と第1条の「県民」を「主権者たる県民」とすること。これについては、「主権者たる」を付けることによって、対象となる県民が有権者に限定されると解釈され得るためという意見があった。 条例前文に人権意識を追加すること。これに対しては、倫理の中に人権意識も含まれるので、あえて加筆する必要がないとの意見があった。 条例前文にある、「厳しい倫理意識」を「崇高な倫理意識」とすること。これに対しては、崇高という言葉を自らで使うことに違和感があるとの意見があり、「厳しい」という言葉の意味を今一度確認したうえで、現行どおりとした。

辞職後の議員を政治倫理審査会へ招致できるよう規定を設けること。 これに対しては、辞職した議員に対して、政治倫理審査会を開いたと しても、審査会としての着地点が不明。今後の議会運営のための参考 人として招致するのであれば、その場は政治倫理審査会ではない等の 意見があった。 当選時に宣誓を行うなど、説明責任の明確化を確認 するための規定を設けること。これに対しては、条例の周知徹底を行 うことが重要で宣誓までは不要。 法令とは別に、県の補助を受けて いる団体の報酬を伴う役職につくことを当該条例で禁止すること。こ れに対して、法律の規定よりも厳しい基準とするには、さらなる情報 収集や広範な議論が必要等の意見があった。 県民による審査請求を 可能とする規定を設けること。これに対して、必要性は理解できるも のの、実行するためにかかる費用や事務的な負担を考えると現実的で はなく、県民の代表としての議員が自浄作用を以て議会として対応す るとの意見があった。 条例第5条の審査会の設置について、設置を 諮る場を議会運営委員会から、全議員を対象とする場に変更すること。 これに対しては、審査の請求要件をクリアすれば、自動的に審査会が 設置されるよりも議会運営委員会における審議を経て、慎重に対応す べきとの意見があった。その一方で、議会運営委員会の多数決で決ま るとすれば、その時の議会運営委員会の会派構成によって判断が偏る ことが危惧される。設置についての判断が、県民視点で透明性のある

ものとならなければならない等の意見があった。続いて、 外部の有識者の意見を必要に応じて聴取できる規定から、必ず聴取することとする規定に変更すること。条例としては「できる規定」であっても、審査会で判断しかねる場合や専門的な内容となる場合は、必ず複数の有識者からの意見を聴取することや、求めに応じて有識者を審査会の議論に参加させられることなどを逐条解説において記載しておくべきとの意見があった。 被審査議員が政治倫理審査会の参考人としておきれまする趣旨としては、審査会の場が一方的な糾弾とならないよう、審査会全体として公正不偏なものとすることで、例えば逐条解説で、被審査議員から有識者への意見聴取等を求められた場合は、その意動には議員本人が説明責任を果たすものであるとの意見や、被審査議員の推薦を認めるのではなく、審査会として複数人の有識者を選任することで公正さを担保するべきとの意見があった。

最後に3番、検討結果を踏まえて想定される対応として、四つ挙げている。(1)現行条例の改正として、合意に至った方については条例を改正する。(2)逐条解説の作成として、条例のみでは実際の運用に際して不明瞭な点や疑義が生じる可能性があるため、当該条例に関する逐条解説を作成する。(3)条例の周知徹底、「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」を全議員に確実に周知徹底することが不可欠であるため、例えば議長交代時に条例の確認を行うなど、継続的な条例周知の取組みを行われたい。最後に(4)条例の見直しとして、今後、政治倫理審査会を設置した場合など、その経験を踏まえて、条例、逐条解説の見直しを行う。

以上のような内容になっており、あと4番として資料編をつけており、続いて10ページには別冊として、これまでの会議資料を参考に付けている。説明は以上。

委員:では、ただいまの説明に対し何か質問等はあるか。

全 員:意見なし

委員:では、特に質問等がないものとして次に進める。まず、1ページから 3ページ前半までのところ。2の検討結果の前までになるが、ここに ついては最後に全体を通して確認させていただくのでご了承願う。そ れでは、それぞれの項目について確認する。3ページの2検討結果の(1)検討の結果として合意に至った課題・解決案の内容について、意見等があればお願いする。この内容で良いか、書きぶりが良いか、そういうことで、もし修正等、意見があればお願いする。いかがか。

全 員:意見なし

委 員:では、なしとする。次に(2)。合意には至らなかった課題・意見の内容について、意見等があれば、お願いする。

委 員:ちょっと今、会議の進め方を改めて確認させていただきたい。この合意に至った課題・解決案というのはわかるが、至らなかった課題・意見は、これを元にどうするのか。

委員:この会議の結果として、この報告書を議会改革推進会議の、まず役員会に持って行き、これが合意、これは合意できませんでしたということをお伝えする。そのうえで、代表者会議にこの報告案が上がっていき、これが合意され、このことは合意に至らなかったということが確認されたうえで、恐らくだが、議長の方から検討結果としてはわかりましたと。ついてはこのことを、今度は条例に落とし込む作業をしていただけますかということで、またこのプロジェクトに戻ってくるのか、どこへ戻ってくるのか確定はしていないが、今度は条例改正をお願いするということで返ってくるのだろうというふうに思っている。そのような流れ。

委 員:それでは合意に至らなかった課題は、合意に至らなかったので改正しないということで良いのか。意見が分かれて、それをどうするかというときに、全会派の合意がないと変えられないということで、課題の方がたくさんあるので。合意に至らなかったものの方が多いのだが、ここはもう今までどおりでいくという、そういうことで了ということなのか。

委員:この中でも、何度か確認をさせていただいてきたことであり、やはりなかなか合意に至らなければ多数決で決めるものではないので、そこは変わるのは難しいということでよろしいかということで進めてきたと思うので、このプロジェクトとしてはそのように報告をさせていただきたいと思っている。ただ、例えば代表者会議において、このことをどのようにか扱えということで返ってくれば、その辺りはまた検討の余地はあろうかとは思う。あくまでも私どものプロジェクトとして

どのように報告するかということに、この報告書は留めているので、 その先の判断は、このプロジェクトでは難しいかと思っている。よろ しいか。

委員:そこまでが代表者会議から委託された、このプロジェクトの依頼内容なのであればそれで良いと思うが、結果として、昨年5月の代表者会議で、この条例の運用、また審査会の設置の有無というか、どうあるべきかというのを7回にわたってやらせてもらって、様々な議論をさせていただいて、ブラッシュアップはされたと思うが、合意に至らないイコール変えないというのが、少し私の中で今から消化するまでに時間がかかるが、それで代表者会議からどういう意見が出るのかが、少し見えない部分があったので確認させてもらった。特に、この合意できなかった、至らなかった中で、審査会の設置に関わること、4ページの一番下だが、この辺りはすごく肝になってくるところだと思うので、昨年のことからいけば、そのままでいいのかなという。逆に言うと、何のために議論してきたのかなというような、少し不安にはなる。これは私の意見。

委 員:不断の見直しをということや、実際に運用された場合の問題点についても、これは見直しをしてくださいということも最後に入れているので、その意をしっかりとくんでいただくようにということは、報告の中でも書かせていただいているつもりである。他にいかがか。

全 員:意見なし

委員:では今、(2)の合意に至らなかった課題・意見のところで、この内容についてよろしいかという確認をさせていただいていた。よろしいか。それでは、(2)についても先ほど委員が言われたことは、後に含むという条例の見直しの(4)辺りで意を尽くすしかないかと思うので、ぜひご理解いただきたい。それでは、最後に1ページから3ページ前半も含めて、この検討結果案全体を通して意見等があればお願いしたい。

委員:変える必要もないが、一応気になるのが3ページの合意に至ったものので、禁止する内容を加えるが禁止規定ではないという書き方になっていて、その日本語が少しわかりにくいなと、少し気になった。議論の経過で誤解のないように伝えていただければ別にこのままでも良いとは思うが、少しそこが気になったということだけ申し上げておく。

委 員:パッと読んだら矛盾するような気がするので、書きぶりは正副で少し相談させていただいて、誤解のないように、文章を読んで伝わるようにさせていただきたいと思うが、事務局それでよろしいか。お願いできるか。

事務局:はい。

委員:ではそのようにさせていただく。あくまでも、二文目の方、禁止規定ではなく行為規範を示す形の条文でというような最終確認であったというふうに思うので、そのようにさせていただく。他にあるか。

全 員:意見なし

委 員:それでは本日の議論を踏まえて、検討結果報告案の、先ほどの2検討結果の(1)の の書きぶりだけ、そこを修正させていただきたいと思うが、この修正文言については正副座長に一任いただくということでいかがか。

全 員:異議なし

委 員:それではそのようにする。直した後は、各委員へ最終版を送付させていただいた後、議会改革推進会議役員会へ検討結果を報告するので、そのようにご了承願う。議会改革推進会議への報告後は、先ほども申し上げたが、代表者会議で報告され、政治倫理条例の改正や逐条解説の作成を本プロジェクト会議に指示されることが見込まれるので、引き続きよろしくお願いいたしたい。本日協議いただく事項は以上だが、他に何かないか。

全 員:なし

委 員:よろしいか。役員会が3月7日に行われる予定であり、次回プロジェクト会議の日程についてはかなり先になると見込まれるので、またそれぞれ日程調整等はさせていただきたい。では、他になければ以上で第7回プロジェクト会議を終了する。